

2009 MOTEGI *Dirt Track* *2&4 Race*

2009 もてぎダートトラック2&4レース

SUPPLEMENTARY REGULATIONS

特別規則書

2009 *Recognized MFJ* *MOTEGI Dirt Track Race*

2009 MFJ承認もてぎダートトラックレース



2009 MOTEGI *Midgetcar Race*

2009 もてぎミジェットカーレース

- 第1戦 ▶ 3/22 (日)
- 第2戦 ▶ 4/26 (日)
- 第3戦 ▶ 5/17 (日)
- 第4戦 ▶ 6/14 (日)
- 第5戦 ▶ 7/26 (日)
- 第6戦 ▶ 8/14 (金)
- 第7戦 ▶ 9/ 6 (日)
- 第8戦 ▶ 9/19 (土)



雨天予備日 ▶ 10/11 (日) ▶ 11/15 (日) ▶ 12/13 (日)

特別規則書目次

第1章 総則

第1条	競技会の名称	1
第2条	主催者	1
第3条	開催場所	1
第4条	大会組織	1
第5条	開催日程・種目・周回数	2
第6条	参加資格	3
第7条	参加申込みおよび参加料など	4
第8条	身分証と車両通行証	6
第9条	MS (もてぎ・鈴鹿) 共済会・MFJ 共済会	6
第10条	参加受付	7
第11条	ブリーフィング (競技に関する要領説明)	7
第12条	ピット・パドックの使用	7
第13条	ピットクルー	7
第14条	コースインおよびコースアウト (巻末参照)	8
第15条	参加者の遵守事項	8
第16条	負傷時のメディカルセンター受診義務	9
第17条	主催者の権限	9
第18条	広告	9
第19条	違反行為に対する罰則 (ペナルティー)	10
第20条	損害の補償	10
第21条	レースの延期、中止	10
第22条	公式通知の発行	11
第23条	抗議	11
第24条	本規則の解釈	11

第2章 もてぎダートトラックレース

第25条	走行の際の遵守事項	12
第26条	車両規定	13
第27条	自動車番読取装置 (トランスポンダー) の装着	16
第28条	車両検査	17
第29条	プラクティス (公式練習)	18
第30条	タイムドプラクティス	18
第31条	ヒートレース	18
第32条	セミファイナルレース	18
第33条	ファイナルレース	18
第34条	ファイナルレースまでの選出方法	19
第35条	スタート	22
第36条	フルコースコーション	23
第37条	レースの一時停止・再スタート	24
第38条	レース終了	25
第39条	優勝者、順位、完走者	26

第40条	賞典および賞金の制限	26
第41条	シリーズランキング	27
第42条	昇格	28
第43条	罰則(ペナルティー)	29

第3章 もてぎミジェットカーレース

第44条	車両規定	30
第45条	自動車番読取装置(トランスポンダー)の装着	30
第46条	車両検査	30
第47条	1レースの最大グリッド数	31
第48条	プラクティス(公式練習)	31
第49条	タイムドプラクティス	31
第50条	ファイナルレース	31
第51条	スタート	32
第52条	フルコースコーション、再スタート	32
第53条	レースの一時停止・再スタート	33
第54条	給油	34
第55条	レース終了	34
第56条	優勝者、順位、完走者	34
第57条	賞典の制限	35
第58条	シリーズランキング	35
第59条	罰則(ペナルティー)	36

付 録

エキスパートクラスゼッケン表	37
もてぎ・鈴鹿共済会(MS共済会)保険金支払い規定(抜粋)	38
ダートトラック・パドック図	39
公式シグナル	40

2008 年度規則からの主な変更および追加点

【もてぎダートトラックレース】

●第 5 条 開催日程・種目・周回数

- (1) 「エキスパートジュニア 250 クラス」、「エキスパート 250 クラス」、「エキスパートオープンクラス」が全戦 MFJ 承認競技会とする。
- (2) 2008 年度まで開催してきた「エキスパート 125 クラス」と「エキスパートジュニア 100 クラス」を、「エキスパートジュニア 125 クラス」として統合し、200m トラックで 3 戦、400m トラックで 2 戦開催する。キャブレターは車両の純正部品を使用しなければならない。
- (3) 「エキスパートジュニア 230 クラス」を 200m トラックで 3 戦、400m トラックで 2 戦開催する。

●第 6 条 参加資格

「エキスパートジュニア 250 クラス」、「エキスパート 250 クラス」、「エキスパートオープンクラス」は、全戦 MFJ 承認競技会となることに伴い、MFJ ダートトラックライセンスが必要となる。

●第 9 条 MS (もてぎ・鈴鹿) 共済会・MFJ 共済会

- 3) エキスパートジュニア 250 クラス、エキスパートクラスは MFJ ダートトラックライセンスを取得し、毎戦 MFJ 共済会費 1,000 円 (非課税) が必要となる。

●第 26 条 車両規定

2) 基本仕様

①タイヤ

「エキスパートジュニア 230 クラス」はレーシングタイヤの使用を禁止する。

④取り付けなければならない物

〈1〉ゼッケン

視認性の問題から、数字をガムテープやビニールテープなどで作成したゼッケンは認められない。

●第 27 条 自動車番読取装置 (トランスポンダー) の装着

トランスポンダーの装着に際しては、ホルダーをタイラップとテープングで確実に固定すること。

●第 29 条 プラクティス (公式練習)、第 30 条 タイムドプラクティス、第 31 条 ヒートレース、第 32 条 セミファイナルレース

200m トラックを走行するクラスでは出走台数が 8 台を超える場合は、グループ分けが行われる。

なお、ファイナルレースについては従来どおり最大 12 台での走行となる。

●第 41 条 シリーズランキング

ファイナルレース完走者に 1 戦ごとにシリーズポイントが与えられ、シリーズで得た 4 戦分の有効ポイント合計の多いものから順位を決定する。

●第 42 条 昇格

3) 「エキスパートジュニア 125 クラス」・「エキスパートジュニア 230 クラス」から、「エキスパートクラス」に昇格することはできない。

【もてぎミジェットカーレース】

●第 58 条 シリーズランキング

ファイナルレース完走者に 1 戦ごとにシリーズポイントが与えられ、シリーズで得た 4 戦分の有効ポイント合計の多いものから順位を決定する。

※2008 年度の規則から変更および追加となった内容は、
（網掛け表記）にて記載しております。

公 示

2009 もてぎダートトラックレースは 2009 もてぎダートトラックレース本特別規則に基づいて開催される。また、2009 もてぎミジェットカーレースは 2009 もてぎミジェットカーレース本特別規則に基づいて開催される。

2009 MFJ 承認もてぎダートトラックレースは財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会 (MFJ) 承認のもと、国際スポーツ憲章・FIM 競技規則に基づいた 2009MFJ 国内競技規則、及び 2009MFJ 承認もてぎダートトラックレース本特別規則書に基づいて開催される。

第 1 章 総 則

第 1 条 競技会の名称

2009 もてぎダートトラックレース

2009 MFJ 承認もてぎダートトラックレース(国内格式・承認競技会)

2009 もてぎミジェットカーレース

第 2 条 主催者

株式会社モビリティランド ツインリンクもてぎ

〒 321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1

TEL 0285-64-0200 FAX 0285-64-0209

第 3 条 開催場所

ツインリンクもてぎ ダートトラック (400m・200m)

栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1

第 4 条 大会組織

公式通知に記す。

第 5 条 開催日程・種目・周回数

2009 もてぎダートトラックレース (全 8 戦)

2009 MFJ 承認もてぎダートトラックレース (全 8 戦)

2009 もてぎミジェットカーレース (全 5 戦)

日程	もてぎダートトラックレース										もてぎミジェット カーレース				
	MFJ 承認もてぎダートトラックレース					もてぎダートトラックレース									
	曜日	資格	エキスパート	エキスパートジュニア	ノービス	レンタル 100 エンジンジョイ	コース	区間	オープン	エキスパート					
3/22	日	第 1 戦	400m	400m	250	230	125	250	200m/400m	200m/400m	250	230	100	200m	200m
4/26	日	第 2 戦	◆	◆	◆	◆	◆	◆	○ 200m	○ 200m	○ 200m	○ 200m	○ 200m	○ 200m	○
5/17	日	第 3 戦	◆	◆	◆	◆	◆	◆	○ 200m	○ 200m	○ 200m	○ 200m	○ 200m	○ 200m	○
6/14	日	第 4 戦	◆	◆	◆	◆	◆	◆	○ 200m	○ 200m	○ 200m	○ 200m	○ 200m	○ 200m	○
7/26	日	第 5 戦	◆	◆	◆	◆	◆	◆	○ 400m	○ 400m	○ 400m	○ 400m	○ 400m	○ 400m	○
8/14	金	第 6 戦	◆	◆	◆	◆	◆	◆	○ 400m	○ 400m	○ 400m	○ 400m	○ 400m	○ 400m	○
9/6	日	第 7 戦	◆	◆	◆	◆	◆	◆	○ 400m	○ 400m	○ 400m	○ 400m	○ 400m	○ 400m	○
9/19	土	第 8 戦	◆	◆	◆	◆	◆	◆	○ 400m	○ 400m	○ 400m	○ 400m	○ 400m	○ 400m	○
ヒートレース周回数			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
セミファイナルレース周回数			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
ファイナルレース周回数			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

※雨天予備日 10月11日(日)、11月15日(日)、12月13日(日)

※○：もてぎシリーズ

◆：MFJ 承認競技会

※シリーズランキングは、4戦の有効ポイントで決定します。

※エキスパート各クラス・エキスパートジュニア250クラスは全戦がMFJ承認競技会となります。

もてぎダートトラックレースとMFJ承認競技会は、ポイント共有レースとなります。

※ファイナルレース周回数は、当日の天候や路面状況などによって短縮される場合があります。

※1レースあたりの参加台数が年間平均2台以下となったクラスは、次年度開催しない場合があります。

また、これによらず、次年度開催しない場合もあります。

第 6 条 参加資格

1) ライダー参加資格

① レンタル 100 エンジョイクラス

満 10 歳以上。未成年者は保護者同伴ができること。

下記③、④、⑤、⑥に該当する者、ノービスクラスにおいてポイントを獲得した経験がある者は、参加できない。

また、当クラスにおいてこれまでに 2 回の優勝経験がある者は、参加できない。

② ノービス 100 クラス・ノービス 230 クラス・ノービス 250 クラス

満 10 歳以上。未成年者は保護者同伴ができること。

下記③、④、⑤、⑥に該当しない者。

③ エキスパートジュニア 125 クラス

(ア) 過去の「ツインリンクもてぎダートトラックレース」のエキスパートジュニアカテゴリに出場した経験のある者。

(イ) 2008 ノービスカテゴリより昇格した者。

(ウ) 大会事務局にて出場を認めた者。

④ エキスパートジュニア 230 クラス

(ア) 過去の「ツインリンクもてぎダートトラックレース」のエキスパートジュニアカテゴリで出場した経験のある者。

(イ) 2008 ノービスカテゴリより昇格した者。

(ウ) 大会事務局にて出場を認めた者。

⑤ エキスパートジュニア 250 クラス

2009 年度有効な MFJ ダートトラックライセンスを所持しており、次の (ア) ~ (ウ) のいずれかの条件を満たした者。

(ア) 過去の「ツインリンクもてぎダートトラックレース」のエキスパートジュニアカテゴリで出場した経験のある者。

(イ) 2008 ノービスカテゴリより昇格した者。

(ウ) 大会事務局にて出場を認めた者。

⑥ エキスパート 250 クラス・エキスパートオープンクラス

2009 年度有効な MFJ ダートトラックライセンスを所持しており、次の (ア) ~ (ウ) のいずれかの条件を満たした者。

(ア) 過去の「ツインリンクもてぎダートトラックレース」のエキスパートカテゴリで出場した経験のある者。

(イ) 2008 エキスパートジュニアカテゴリより昇格した者。

(ウ) 大会事務局にて出場を認めた者。

2) ドライバー参加資格

プレイングミジェットカークラス

(1) 16 歳以上で身長 150cm 以上。

(2) 大会事務局にて出場を認めた者。

3) ピットクルー

① ライダー・ドライバー 1 名につき、必ず 1 名以上 2 名までのピットクルーを登録すること。

② 大会に出場するライダー・ドライバーを登録することはできない。

- ③ TRMC-S、SMSC ピットクルー会員で 2009 年度有効なライセンス所持者であることが望ましい。
- ④ TRMC-S、SMSC 非会員の方は、任意で MS 共済会に入会することができる。

第 7 条 参加申込みおよび参加料など

- 1) 参加申込受付期間は下記のとおりとする。

	開催日	参加申込受付期間		
		早期申込受付期間 (レース開催 2週間前消印有効)	前週・当該週受付期間 (レース開催 前々日必着)	当日受付
第 1 戦	3月22日	2月23日(月) ～3月8日(日)	3月9日(月) ～3月20日(金)	3月21日(土) ～3月22日(日)
第 2 戦	4月26日	3月30日(月) ～4月12日(日)	4月13日(月) ～4月25日(土)	4月26日(日)
第 3 戦	5月17日	4月20日(月) ～5月3日(日)	5月4日(月) ～5月15日(金)	5月16日(土) ～5月17日(日)
第 4 戦	6月14日	5月18日(月) ～5月31日(日)	6月1日(月) ～6月12日(金)	6月13日(土) ～6月14日(日)
第 5 戦	7月26日	6月29日(月) ～7月12日(日)	7月13日(月) ～7月24日(金)	7月25日(土) ～7月26日(日)
第 6 戦	8月14日	7月18日(土) ～7月31日(金)	8月1日(土) ～8月13日(木)	8月14日(金)
第 7 戦	9月6日	8月10日(月) ～8月23日(日)	8月24日(月) ～9月4日(金)	9月5日(土) ～9月6日(日)
第 8 戦	9月19日	8月23日(日) ～9月5日(土)	9月6日(日) ～9月18日(金)	9月19日(土)
雨 天 予備①	10月11日	9月14日(月) ～9月27日(日)	9月28日(月) ～10月9日(金)	10月10日(土) ～10月11日(日)
雨 天 予備②	11月15日	10月19日(月) ～11月1日(日)	11月2日(月) ～11月13日(金)	11月14日(土) ～11月15日(日)
雨 天 予備③	12月13日	11月16日(月) ～11月29日(日)	11月30日(月) ～12月11日(金)	12月12日(土) ～12月13日(日)

※ 第 2 戦・第 6 戦・第 8 戦は 1DAY 開催のため、前週・当該週受付期間は前日までとなる。

- 2) 参加申込方法および参加受理など

	早期申込受付期間	前週・当該週受付期間	当日受付
参加申込方法	所定の参加申込書に必要事項を完全に記入し、大会事務局まで郵送しなければならない。 ※ 締切日消印有効	所定の参加申込書に必要事項を完全に記入し、大会事務局まで郵送しなければならない。 ※ 締切日必着	レース参加受付時間内に直接申込みを行わなければならない。
参加受理の確認	早期申込受付期間終了後、大会事務局から参加受理または参加拒否が郵送にて通知される。	大会前日までに、大会事務局から参加受理または参加拒否が電話にて通知される。 ※ 大会事務局からの電話連絡がない場合は、参加申込者が電話で事務局に確認すること。	当日申込終了後、大会事務局から参加受理または参加拒否が口頭にて通知される。

エントリースタなど (タイムスケジュール・ 公式通知)	参加受理書と合わせて郵送にて通知される。	参加申込者がホームページにて確認すること。	レース当日、パドック内掲示板にて確認すること。
ツインリンクもてぎへの入場方法	参加受理書と合わせて郵送される身分証・車両通行証にて入場すること。	入場ゲートにて氏名を申し出て入場すること。	入場ゲートにてダートレース参加者であることを申し出た上で、入場料・駐車料を支払い入場すること。

3) 参加料および保険料 (MS 共済会費・MFJ 共済会費)

クラス	TRMC-S	参加料 (税込)			MS 暫定 共済会費 (非課税)	MFJ 共済会費 ¥1,000 (非課税)	備考
		早期申込 受付期間	前週・当該週 受付期間	当日受付			
レンタル100 エンジョイ	会員	¥10,000	¥13,000	¥14,000	¥3,000		車 両 レンタル 料込み
	非会員	¥12,000	¥15,000	¥16,000			
ノビス100,230,250 エキスパートジュニア 125,230,250 エキスパート250	会員	¥6,000	¥9,000	¥10,000	¥3,000	エキスパート ジュニア250, エキスパート250	
	非会員	¥7,000	¥10,000	¥11,000			
エキスパート オープン	会員	¥11,000	¥14,000	¥15,000	¥3,000	エキスパート オープン	
	非会員	¥13,000	¥16,000	¥17,000			
プレイング ミジェットカー	会員	¥5,000	¥8,000	¥9,000	¥3,000		車 両 レンタル 料込み
	非会員	¥6,000	¥9,000	¥10,000			

※ レンタル車輛を破損した場合は、修理代金を別途請求する。

4) 装備品・XR100 レンタル料 (税込)

装 備 品	ヘルメット	一式 ¥2,000/日
	ヘルメットリムーバー (アシストフード)	
	プロテクター	
	ブーツ	
	グローブ	
	肘あて	
	膝あて	
	スキッドシュー	
XR100		¥4,200/日

※ 参加料と MS 暫定共済会費 (TRMC-S、SMSC 非会員の場
合) MFJ 共済会費は大会前日および大会当日、参加受付で
過不足なく支払わなければならない。なお参加受付時間はタ
イムスケジュールに記載される。

- ※ 電話・FAXによる申込みは受け付けない。
- ※20歳未満のライダー・ドライバーは参加申込書の誓約書（承諾書）に保護者の署名および捺印とその印鑑証明書（3ヶ月以内に取得したもの）を必要とする。
また、「レースエントリー年間誓約書」を年初に署名および捺印し提出することで、毎戦ごとの印鑑証明の提出を免除される。「レースエントリー年間誓約書」についてはダートトラックレース事務局へ問い合わせの上、取り寄せること。
- ※ピットクルーは最低1名の登録を条件とし、2名までの登録が可能である。
- ※参加申込者に対して、参加申込受付終了後、大会事務局から参加受理または参加拒否が通知される。

5) 参加申込書送付先住所

株式会社モビリティランド ツインリンクもてぎ
ダートトラックレース事務局
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1

第8条 身分証と車両通行証

- 1) 早期申込受付期間内に参加申込みを済ませ、正式に参加が受理された参加者には、登録されたライダー・ドライバー・ピットクルーの身分証と車両通行証が郵送され、特別スポーツ走行日当日より有効となる。
- 2) 参加者のサービスカーは、大会事務局が交付する通行証を貼付していなければ、パドックへの通行はできない。また駐車中も通行証を車の前方から見える位置に提示すること。通行証を確認できない場合は予告なくレッカー移動する場合がある。
- 3) パドック通行が許される参加者のサービスカーは、原則として参加車両1台につき1台とされる。
パドックおよびツインリンクもてぎ内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識に従わなければならない。
 - ①交付された車両通行証は他に貸与・転用してはならない。貸与・転用した場合は、没収または罰則を科する場合がある。
 - ②車両通行証を紛失または破損した時は、事務局に再交付の手続きを取り、再交付を受けること。ただし、再交付手数料2,000円を必要とする。
 - ③車両通行証の偽造、コピーなど不正行為があった場合は罰則を科する場合がある。

第9条 MS（もてぎ・鈴鹿）共済会・MFJ共済会

- 1) ツインリンクもてぎにおいてスポーツ走行および競技に参加出場するライダー・ドライバーはMS共済会に加入しなければならない。
- 2) MS共済会は年間加入または暫定加入とする。

- ①年間加入は TRMC-S、SMSC 会員として登録され所定の共済会費を納めた者のみとする。
〈走行会員…10,000 円・ピットクルー …4,000 円〉
- ②暫定加入は当該大会期間（大会前日の参加者特別スポーツ走行を含む）のみ有効とする。
〈ライダー・ドライバー 3,000 円・ピットクルー …500 円〉
ピットクルーに関しては、任意で加入できるものとする。
- 3) エキスパートジュニア 250 クラス、エキスパート 250 クラス、エキスパートオープンクラスは MFJ ダートトラックライセンスを取得し、毎戦 MFJ 共済会費 1,000 円（非課税）が必要となる。
※ 本特別規則第 7 条 3) 参照

第 10 条 参加受付

- 1) 参加受付の時間および場所は、公式通知に示される。
- 2) 参加受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。
 - ①参加申込書
 - ② TRMC-S、SMSC ライセンスのいずれか（所有者のみ）
※ 非会員の方は身分証明（免許証など）
 - ③ MFJ ライセンス（該当クラスのみ）
 - ④その他主催者が指定したもの
- 3) 参加受理後のピットクルー変更には、1,000 円（税込）の変更料が必要となる。
- 4) 受付時間内に受付を済まなかった者には出場取消などの罰則（ペナルティー）を科する場合がある。

第 11 条 ブリーフィング（競技に関する要領説明）

ブリーフィング（競技に関する要領説明）の時間および場所は、公式通知に示される。ブリーフィングには参加者全てが出席しなければならない。欠席した場合、出場取消などの罰則（ペナルティー）を科する場合がある。

第 12 条 ピット・パドックの使用

- 1) パドックではタバコなど火気を取り扱わないこと。喫煙は備え付けの吸殻入れ付近で行うこと。またパドック使用後は責任を持って清掃すること。
- 2) 場内で処理できるごみは、燃えるもの（紙、ビニール）、カン・ビン、ペットボトル、廃油、砂利、金属。指定のごみ箱に分別して入れること。
- 3) 廃油入れには、ガソリン・クーラントは入れないこと。金属ごみ箱へはバンパー、エンジン、フレーム、家電製品、絨毯などの粗大ごみとなる物は入れず、持ち帰ること。また、タイヤ、バッテリー、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなどのリサイクル法による品は処理できないため持ち帰ること。処理できない品の置き去りについては、不法投棄となり処罰される場合がある。

第 13 条 ピットクルー

- 1) パドックエリア、およびコースイン・アウトゲート付近において作業できるのは当該クラスに出場しているライダーおよびドライバーとそのピットクルーのみとする。
- 2) ピットクルーの行為については、ライダーおよびドライバーに直接統括の責任があるものとする。従って、ピットクルーによる規則の違反で当該ライダーおよびドライバーに対し罰則（ペナルティー）を科することができる。

第 14 条 コースインおよびコースアウト（巻末参照）

- 1) 大会期間中を通じてパドックおよびコースイン・コースアウト専用ロードのスピード制限は 8km/h 以下とする。違反した場合は罰則（ペナルティー）を科する場合がある。コースインする際は、安全のため一旦停止すること。
- 2) コースイン・コースアウトは、一方通行としコースイン・コースアウト専用ロードを徐行すること。
コースインするライダーおよびドライバーは、既にコース走行をしているライダー・ドライバーの走行を妨げないようコースインすること。コースアウトは、コースアウトゲートからとし、その際は手を上げるなど、後続車両に対する意思表示をすること。

第 15 条 参加者の遵守事項

- 1) 大会期間中は、本特別規則に従って行動し、全ての行動に対して責任を持たなければならない。
- 2) 競技管理上のあらゆる規定および競技監督・オフィシャルの指示に従わなければならない。
- 3) 常にスポーツマンとしての態度を保ち、公序良俗に反する行動は厳に慎まなければならない。また、主催者や大会後援者、競技監督・オフィシャルおよびレース参加者の名誉を傷つけるような言動を取ってはならない。
- 4) 競技に関する業務についている者およびライダー・ドライバーは、アルコール類あるいは薬品（興奮剤、麻薬等）によって精神状態をつくろってはならない。
- 5) 大会期間中は、有効なライセンスを必ず携帯していなければならない。
- 6) 大会に参加することが認められた者が出場しない場合（競技現場での不参加含む）は、正当な理由をもって、その旨を主催者に通告しなければならない。この通告を怠るか、あるいは欠場の理由が正当でない場合、主催者は罰則（ペナルティー）を科することができる。
- 7) ライダー・ドライバーまたはエントラントが集団で競技または予選を欠場した場合、またはそのような働きかけをした場合、主催者は罰則（ペナルティー）を科することができる。
- 8) 参加者は、パドックを含むツインリンクもてぎ内において、ホテル・キャンプ場宿泊施設以外では、宿泊することはできない。

- 9) 使用済みタイヤは、パドック等に放置せず、必ず参加者が持ち帰ること。
- 10) パドックを含むツインリンクもてぎ内における無許可での販売行為を禁止する。

第16条 負傷時のメディカルセンター受診義務

負傷した際は、ツインリンクもてぎ内メディカルセンターにて診断を受けなければならない。受診していない場合、共済会の適用から除外される場合がある。

●負傷時の指定病院

- 1) 獨協医科大学病院
栃木県下都賀郡壬生町北小林 880 TEL: 0282-86-1111
- 2) 自治医科大学附属病院
栃木県下野市薬師寺 3311-1 TEL: 0285-44-2111
- 3) 芳賀赤十字病院
栃木県真岡市台町 2461 TEL: 0285-82-2195

第17条 主催者の権限

主催者は、次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申し込みの受け付けに際し、その理由を示すことなく、参加者を選択したり、あるいは参加を拒否することができる。
- 2) チーム名が公序良俗に反する場合、プログラム・結果表への表記の拒否または変更を命じることができる。
- 3) 競技監督が必要と認めた場合、ライダー・ドライバーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- 4) ゼッケン番号の指定、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 5) 全ての参加者の肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像等、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
- 6) 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、参加受付後であっても参加を拒否することができる。

第18条 広告

- 1) 参加車両は主催者が指定した広告がある場合、主催者の権限により、必ず指定したサイズ、指定した広告を表示しなければならない。
- 2) レンタル車両の場合、借受を受けた時点で車両に表示されている以上の広告を表示することはできない。
大会事務局が特に認めた場合はこの限りではない。
- 3) ヘルメット・レーシングスーツなど、ライダー・ドライバー個人が所有しているものへの広告の表示は認める。
- 4) 広告については公式車検時に取り付けられているものとする。
- 5) 主催者は次のものに対し抹消する権限を有し、ライダー・ドライバーはこれを拒否することはできない。

- ①公序良俗に反するもの。
- ②政治・宗教に関連したもの。

第19条 違反行為に対する罰則（ペナルティー）

大会期間中における本特別規則に違反する行為に対しては、競技監督の権限で罰則（ペナルティー）を科することができる。

第20条 損害の補償

- 1) 全ての参加者は参加車両およびその附属品ならびにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。
- 2) 全ての参加者はコース所有者、主催者および大会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了解していなければならない。

第21条 レースの延期、中止

- 1) 競技は、天候・異変その他安全確保に支障をきたす恐れがあるなど、特別の理由がある場合に限り、その一部を打ち切ったり、延期または中止することができる。
大会を24時間以上延期あるいは中止する場合は、参加料は全額返還される。ただしMS共済会暫定加入者は、MS共済会の適用となる走行が行われた場合、共済会費は返還されない（参加料のみ全額返還される）。判断決定は、大会組織委員会が行う。
- 2) 全ての関係者は、大会組織委員会の決定した競技の一部打ち切りまたは延期・中止に従わなければならない。
- 3) 原則として中止したレースの再レースは行わない。
- 4) レースの短縮および打ち切り
 - ①ファイナルレース出走前の短縮
 - 〈1〉 出走前にレース周回数・時間を短縮する場合は、原則として本来のレースの2/3以上とする。
 - 〈2〉 2/3以上短縮し参加者に発表した後さらに状況が悪化した場合さらに2/3以上まで短縮することができる。
 - 〈3〉 上記を上回る短縮の場合は、選手の得点（ポイント）は2/3とする。（端数点切り捨て）
 - 〈4〉 上記の短縮の決定は大会組織委員会が行い、参加者に速やかに通知されなければならない。
 - ②ファイナルレース出走後の短縮・打ち切り
トップ走者が定められた周回数の2/3を完走しないうちにレースを打ち切った場合、中止としノーポイントとする。
- 5) トップ走者が決められた周回数の2/3以上を完走して競技を打ち切った場合は、競技監督はその競技の判定結果を発表し、レースは完了となり、フルポイントが与えられる。
- 6) 競技の中止および延期に伴う参加料の返還は、下記のとおりとする。参加者はその他の一切の損害賠償を主催者に請求することができない。

- ①予選が一度も行われないうち、あるいは予選が行われてもファイナルレースのスターティンググリッドが発表される前に中止・延期した場合、参加受付した者に返還。
 - ②予選が行われ、ファイナルレースのスターティンググリッド発表後中止・延期した場合、決勝進出者にのみ返還。
 - ③ファイナルレースのスタートが行われて中止・延期した場合、返還しない。
- 7) 大会組織委員会が本項に関して下した裁定に対しては、抗議することはできない。

第22条 公式通知の発行

本特別規則書に記載されていない運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要事項は公式通知によって示される。公式通知は、

- エントラントもしくはライダー・ドライバーの住所に郵送される。
- 大会事務局にて配布される。
- パドックの掲示板に掲出される。
- ブリーフィングで指示される。
- 緊急の場合、場内放送で伝達される。

以上の方法によって参加者に通告される。

第23条 抗議

抗議はできない。抗議により、大会進行の妨げや著しく批難があった場合、競技監督はその当該者に対して罰則（ペナルティー）を科することができる。

第24条 本規則の解釈

本規則および本大会における公式通知や諸規則の解釈について疑義がある場合は、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する解答は、競技監督の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第2章 もてぎダートトラックレース

第25条 走行の際の遵守事項

- 1) 故意に転倒したり、転倒後も速やかに退避せずに他のライダーの走行や進行を妨害してはならない。
- 2) 競技会中（プラクティスも含む）は、他人の迷惑、または危険を伴うような行為をしてはならない。
- 3) 車両は、それ自体が持つ動力およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で、走ったり加速してはならない。
- 4) 競技会中の車両には、いかなる者も同乗させてはならない。
- 5) 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し医師団長もしくは指定医師による診断を受けさせ、競技会出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
- 6) ヒートレース・セミファイナルレース・ファイナルレース中において、パドックに車両を移動した場合、リタイアとみなされる。
- 7) 転倒、ストップした場合は、二次事故が起こらないように十分注意して行動し、できる限り速やかに、トラック外などの安全な場所へ移動を試みる。再スタートする場合は、車両が破損していないかどうか、走行上危険がないかを確認の上、復帰すること。ただしエキスパートジュニアカテゴリー、およびエキスパートカテゴリーについては競技監督の判断により、レース復帰を認めない場合がある。
- 8) トラック上から離脱したライダーがレースに復帰する場合、基本的に同じ地点、もしくは安全で他のライダーを妨害するようなことがなくアドバンテージを得ることがない地点から復帰しなければならない。これに対する違反については、何らかの罰則（ペナルティー）を科する場合がある。
- 9) 内側から追い越そうとするライダーが外側のライダーを転倒させた場合、罰則（ペナルティー）を科する場合がある。また外側から追い越した場合、当該ライダーはすぐに内側に寄せるような進路妨害をしてはならない。これとは逆に内側から追い越した場合も、すぐに外側に寄せるような進路妨害をしてはならない。他のライダーへの進路妨害に対しては、失格などの罰則（ペナルティー）を科する場合がある。
- 10) 競技会中に何らかの原因により停止したライダーは、外部からの一切の援助なしに再スタートしなければならない。ただし、競技進行上の安全確保のためにオフィシャルが援助する場合はこの限りではない。
- 11) コース上は左周りの一方通行とする。ただし、安全を最優先として、オフィシャルから指示を受けた場合はこの限りではない。
- 12) オフィシャル、他のライダーもしくは観客に危険を及ぼすような走行者は、即失格となる。

第 26 条 車両規定

1) 車種、製造国、排気量、形式、構造については特に制限しない。
ただし、スピードウェイ競技専用に製作された車両は参加できない。

2) 基本仕様

参加する全ての車両は、この基本仕様を全て満たしていること。

①タイヤ

走行上の安全確保の観点から、コース面に轍、ギャップなど著しく損傷を与える恐れのあるモトクロス、エンデューロ用などのタイヤを駆動輪に用いることを禁止する（車検長の判断を最終判断とする）。

また、レンタル 100 エンジョイクラス、ノービスカテゴリー、**エキスパートジュニア 230 クラス**においてはレーシングタイヤの使用を禁止する。

②音量規制

計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から 500mm で、かつ中心線からの後方 45° で排気管と同じ高さとする。ただし、高さが 200mm 以下である場合は 45° 上方の点で行う。

測定は、125cc までの車両は 7,000rpm、125cc を越え 250cc までの車両は 5,000rpm、250cc を越え 450cc までの車両は 4,500rpm、450cc を越える車両は 4,000rpm の固定回転数で実施される。

排気音量は、2 ストローク車両、4 ストローク車両ともに、最大 96dB/A とする。

③取り外さなければならない物

- 転倒やクラッシュ時に、自身または他のライダーを傷つける恐れのある物。

（ライト類、バックミラー、荷台、公道用ナンバープレートなど）

- フロントブレーキ

（レバーを取り外して、ブレーキとして機能しない状態にしてあればブレーキシステムそのものを取り外さなくともよい。）

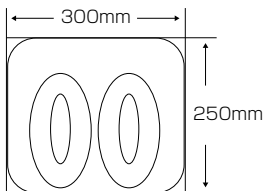
④取り付けなければならない物

〈1〉ゼッケン

全ての車両は最小サイズ高さ 250mm、幅 300mm のナンバープレートを備えなければならない。前面に 1 枚、両サイドに各 1 枚の計 3 ヶ所に取り付けるものとし、それぞれは外部から確実に確認できなければならない。

ゼッケン番号は、第 7 条 5) の連絡先にて事前に指定を受ける。大会当日の公式車検時までこの指定されたゼッケンを装備していなければならない。

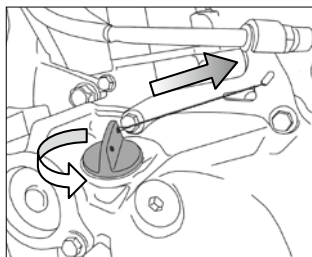
また、数字をガムテープやビニールテープなどで作成したゼッケンは認められない。



- (1) クラス別指定色
- | | |
|-------------------|------------|
| レンタル 100 エンジョイクラス | 主催者が用意したもの |
| ノービスカテゴリー | 白地に赤文字 |
| エキスパートジュニアカテゴリー | 黄地に黒文字 |
| エキスパートカテゴリー | 白地に黒文字 |
- (2) 主催者指定のゼッケン番号を変更したい場合には、50,000 円（税込み）の申請手数料を伴い、審査することができる。
- (3) 主催者の指定に従わない場合、参加資格を失う。
- (4) 車検長の判断により、視認性に欠けるゼッケンは認めない。
- (5) エキスパートカテゴリーのゼッケン
1. 巻末エキスパートカテゴリーゼッケン記載のゼッケンに基づき、年間指定のナンバーが割り当てられる。それ以外に、当該クラスのシリーズランキング 10 位までの者は、当該クラスのシリーズランキング順位をゼッケンとして装着することができる。ただし、参加申し込み時に申し出が必要となる。
 2. シリーズに参加しなかった者は、翌シーズンの年間指定ゼッケンを失う。
 3. 翌年の指定ゼッケンを決定するための優先順位は下記の通り。
 - [1] 全クラスの合計シリーズポイントの高い者。
 - [2] 同点の場合、上位入賞回数の多い者。
 - [3] 上記でも決定できない場合、最終戦終了後に申請順に決定する。
- 〈2〉 スプロケットガード
- チェーンとリヤスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれないように、リヤスプロケットガードを取り付けること。
- 〈3〉 ドレンボルト
- エンジンオイルドレンボルトのワイヤーロックをしなければならない。エンジンオイルがドライサンプ方式の車両は、オイルタンクのドレンボルトにもワイヤーロックをすること。

〈4〉 フィラーキャップ

エンジンオイルフィラーキャップのワイヤーロックをしなければならない。



ワイヤーロック参考図

注) ワイヤーロックは対象の緩み方向に対して、反対方向へ張るように取り付けをすること。

脱落する危険性があるものに関しては同様に取り付けをする。

⑤危険防止

危険、迷惑をおよぼすような改造をしてはならない。公式車検において危険と判断された車両は、指摘された部位、もしくは全てが改善され、車検長により車検合格判断がされない限り、出走は認められない。チェーンアジャスター先端等の突起部分は、ゴムで覆われていること。車検長の判断を最終判断とする。

3) クラス別車両規定

レンタル 100 エンジョイクラス

主催者が用意した車両を使用する。改造および部品交換は一切認めない。

ノービス 100 クラス

- ① 4ストロークエンジンで排気量が 100cc 以下の車両。
 - ② エンジン・キャブレターは車両の純正部品を使用しなければならない。
 - ③ ホイールサイズを変更してはならない。
- ※ 車両例：XR100R、CRF100F など

ノービス 230 クラス

- ① 4ストロークエンジンで排気量が 100cc を越え 230cc 以下の車両。
 - ② エンジン・キャブレターは車両の純正部品を使用しなければならない。
- ※ 車両例：FTR223、CRF150F など

ノービス 250 クラス

- ① 4ストロークエンジンで排気量が 125cc を越え 250cc 以下の車両。
- ※ 車両例：FTR250、CRF250R など

エキスパートジュニア 125 クラス

- ① 4ストロークエンジンで排気量が 125cc 以下の車両。
 - ② キャブレターは車両の純正部品を使用しなければならない。
- ※ 車両例：CRF100F、TT-R125、RM-Z125 など

エキスパートジュニア 230 クラス

4ストロークエンジンで排気量が100ccを越え230cc以下の車両。

※ 車両例：FTR223、旧 SEROW など

エキスパートジュニア 250 クラス

4ストロークエンジンで排気量が125ccを越え250cc以下の車両。

または2ストロークエンジンで排気量が125cc以下の車両

※ 車両例：CRF250R、CR125 など

エキスパート 250 クラス

4ストロークエンジンで排気量が125ccを越え250cc以下の車両。

または2ストロークエンジンで排気量が125cc以下の車両。

※ 車両例：CRF250R、CR125 など

エキスパートオープンクラス

4ストロークエンジンで排気量が250ccを越える車両。

または2ストロークエンジンで排気量が125ccを越える車両。

※ 車両例：CRF450R、YZ250 など

第27条 自動車番読取装置（トランスポンダー）の装着

- 1) 全ての参加者は主催者が用意した自動車番読取装置を車検時まで装着し、プラクティス、タイムドプラクティス、ヒートレース、セミファイナルレース、ファイナルレースを通じ装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびライダーは出走を認められない。
- 2) 自動車番読取装置の配布は、参加受付時に行い、返却については最終ファイナルレース終了後、1時間以内とする。万一破損・紛失した場合、1個につき50,000円（税込）が主催者より請求される。
- 3) 取り付け方法および個所について
 - ①自動車番読取装置専用ホルダーを指定の場所にタイラップとテーピングで確実に固定すること。
 - ②地面に近く、熱や振動の受けにくい位置とする。下図を参照のこと。
〔推奨位置〕



※ 取り付け位置、方法のミスにより、タイム計測ができない場合があるので注意すること。

第28条 車両検査

- 1) 参加車両の車両検査は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って行う。
- 2) P8 駐車場特設テント内車検場には、トランスポンダーを装着の上、車両仕様書を持参し、車両を持ち込まなければならない。
- 3) ライダーが競技中に着用しなければならない物として車両検査の際、車検員によって点検を受ける物は次のとおりである。また、万一転倒などにより損傷を受け、使用できなくなった物は、車検長に申し出た上で別の物と交換すること。

①ヘルメット

レスキュー活動の迅速化のため、ヘルメットに当該レースでのゼッケンナンバーを貼付することが推奨される。MFJ公認のものに限る。傷のある物は使用できない。また、迅速なレスキューならびに自己安全のためにも、転倒時ライダーのヘルメットをスムーズに脱がすことのできるヘルメットリムーバー（アシストフードなど）を装着しなければならない。

②ブーツ

スキッドシューを装着しなければならない。

③グローブ

④レーシングスーツ

レーシングスーツ胸部内側に氏名を明記しなければならない。血液型も併せて明記することが推奨される。モトクロスパンツ、ウェアでも可能。

肘、膝、脊椎など自身の保護のため、プロテクターの使用を推奨する。



※ プロテクター参考写真

- 4) ファイナルレース終了直後、車両保管もしくは最終車両検査を行う場合がある。
 - ①車両は暫定結果発表後 15 分以上保管される。
 - ②保管した車両は必要に応じ分解検査を行うことがある。分解はライダーまたはピットクルーによって速やかに実行しなければならない。
 - ③分解検査を拒否したり、車両規定を違反した場合は罰則（ペナルティー）が科せられる。
 - ④車両保管解除発表後は速やかに車両の引き取りを行うこと。

第 29 条 プラクティス（公式練習）

- 1) 全クラス、タイムドプラクティスの前にプラクティス（公式練習）が行われる。プラクティスには競技に参加する全参加者が参加しなければならない。
- 2) 参加台数が 200mトラックを走行するクラスで 8 台、400mトラックを走行するクラスで 12 台を超える場合は、グループ分けが行われる。グループの数は公式通知もしくはブリーフィングにて発表される。

第 30 条 タイムドプラクティス

- 1) 全クラス、ヒートレースのスターティンググリッドを決めるため、タイムドプラクティスが行われる。
- 2) 200mトラックを走行するクラスで 8 台、400mトラックを走行するクラスで 12 台を超える場合は、グループ分けが行われる。グループの数は公式通知もしくはブリーフィングにて発表される。
- 3) 計測開始の合図は、日章旗が掲げられた瞬間とし、その合図は 1 周の間掲示され続ける。
- 4) タイムドプラクティス終了の合図としてチェッカーフラッグが振られる。チェッカーを受けた車両はペースダウンをし、ピットまたは待機場所に戻らなければならない。
- 5) タイムドプラクティスの結果は全てクラスごとの総合結果として発表される。
- 6) 出走できなかったライダーはタイムドプラクティス最下位とし、不出走者が複数いた場合は、ゼッケン順でその順位を決定する。

第 31 条 ヒートレース

- 1) ヒートレースのスターティンググリッドはタイムドプラクティスの順位により決定される。またヒートレースの出走台数が、200mトラックを走行するクラスで 8 台、400mトラックを走行するクラスで 12 台を超える場合は、グループ分けが行われる。
- 2) ヒートレースの結果により、ファイナルレースに進出するライダーが決定される。ファイナルレースへ進出しないライダーはセミファイナルレースへの進出権を与える。

第 32 条 セミファイナルレース

ヒートレースの結果によりファイナルレースに進出できなかったライダーによってセミファイナルレースを行う。セミファイナルレースの出走台数が、200mトラックを走行するクラスで 8 台、400mトラックを走行するクラスで 12 台を超える場合は、グループ分けが行われる。

第 33 条 ファイナルレース

- 1) ヒートレースおよびセミファイナルレースの結果、ファイナルレース進出の権利を与えられたライダーによってファイナルレースを行う。

- 2) 正式グリッド発表後は、一切の繰り上げ出場は認められない。
 3) ファイナルレースの最大グリッド数は、全クラス 12 台とする。

第 34 条 ファイナルレースまでの選出方法

- 1) 各ヒートレース・セミファイナルレース・ファイナルレースの組数および選出人数を下表のとおりとする。(1 レースの最大グリッド数は 12 台。ただし、200mトラックを走行するクラスについては、セミファイナルレースまでは、1 レースの最大グリッド数を 8 台とする。)

200mトラック走行クラス

参加台数	ヒートレース				セミファイナル			
	1組目	2組目	3組目		1組目	2組目	3組目	
9	5	4	各組上位3台 ファイナル出場	各組上位2台 ファイナル出場	7	上位6台 ファイナル出場	各組上位3台 ファイナル出場	各組上位2台 ファイナル出場
10	5	5						
11	6	5						
12	6	6						
13	7	6						
14	7	7						
15	8	7						
16	8	8						
17	6	6	5	5	5			
18	6	6	6	6	6			
19	7	6	6	7	6			
20	7	7	6	7	7			
21	7	7	7	8	7			
22	8	7	7	8	8			
23	8	8	7	6	6	5		
24	8	8	8	6	6	6		

400mトラック走行クラス

参加台数	ヒートレース				セミファイナル			
	1組目	2組目	3組目		1組目	2組目	3組目	
13	7	6	各組上位3台 ファイナル出場	各組上位2台 ファイナル出場	7	上位6台 ファイナル出場	各組上位3台 ファイナル出場	各組上位2台 ファイナル出場
14	7	7						
15	8	7						
16	8	8						
17	9	8						
18	9	9						
19	10	9						
20	10	10						
21	11	10						
22	11	11						
23	12	11						
24	12	12						
25	9	8	8	10	9			
26	9	9	8	10	10			
27	9	9	9	11	10			
28	10	9	9	11	11			
29	10	10	9	12	11			
30	10	10	10	12	12			
31	11	10	10	9	8	8		
32	11	11	10	9	9	8		
33	11	11	11	9	9	9		

- 2) ヒートレースが複数組に分かれて行われる場合、そのスターティンググリッドはタイムドブラクティスの結果上位から順番に各組に振り分けられて決定する。

例 1：200mトラック走行クラス・参加台数 21 台、
ヒートレースが 3 組に分かれる場合

【ヒートレース 1 組目】

ヒートレース グリッド番号	タイムド ブラクティス 順位
1 列目 1 番グリッド	1 位
1 列目 2 番グリッド	4 位
1 列目 3 番グリッド	7 位
1 列目 4 番グリッド	10 位
2 列目 5 番グリッド	13 位
2 列目 6 番グリッド	16 位
2 列目 7 番グリッド	19 位

【ヒートレース 2 組目】

ヒートレース グリッド番号	タイムド ブラクティス 順位
1 列目 1 番グリッド	2 位
1 列目 2 番グリッド	5 位
1 列目 3 番グリッド	8 位
1 列目 4 番グリッド	11 位
2 列目 5 番グリッド	14 位
2 列目 6 番グリッド	17 位
2 列目 7 番グリッド	20 位

【ヒートレース 3 組目】

ヒートレース グリッド番号	タイムド ブラクティス 順位
1 列目 1 番グリッド	3 位
1 列目 2 番グリッド	6 位
1 列目 3 番グリッド	9 位
1 列目 4 番グリッド	12 位
2 列目 5 番グリッド	15 位
2 列目 6 番グリッド	18 位
2 列目 7 番グリッド	21 位

- 3) セミファイナルレースのスターティンググリッドは、ファイナルレース進出者を除くヒートレース各組の結果上位から順番に振り分けられる。なおその際、ヒートレース 1 組目から各組順番に振り分けられる（下記、例 2 参照）。

ただしヒートレースが 2 組行われ、セミファイナルレースも 2 組行われる場合のみ、ヒートレース各組の結果が交互に振り分けられる（下記、例 3 参照）。

またファイナルレースのスターティンググリッドも同様に、ヒートレースおよびセミファイナルレース各組の結果上位から順番に振り分けられる。その際もヒートレース 1 組目、セミファイナルレース 1 組目から各組順番に振り分けられる。

例 2：200mトラック・400mトラック走行クラス・参加台数 13 台、ヒートレース 2 組、セミファイナルレース 1 組に分かれる場合

【セミファイナルグリッド】

セミファイナル グリッド番号	ヒートレース 順位
1 列目 1 番グリッド	ヒート① 4 位
1 列目 2 番グリッド	ヒート② 4 位
1 列目 3 番グリッド	ヒート① 5 位
1 列目 4 番グリッド	ヒート② 5 位
2 列目 5 番グリッド	ヒート① 6 位
2 列目 6 番グリッド	ヒート② 6 位
2 列目 7 番グリッド	ヒート① 7 位

【ファイナルグリッド】

ファイナル グリッド番号	ヒートレース 順位	セミファイナル 順位
1 列目 1 番グリッド	ヒート① 1 位	
1 列目 2 番グリッド	ヒート② 1 位	
1 列目 3 番グリッド	ヒート① 2 位	
1 列目 4 番グリッド	ヒート② 2 位	
2 列目 5 番グリッド	ヒート① 3 位	
2 列目 6 番グリッド	ヒート② 3 位	
2 列目 7 番グリッド		1 位
2 列目 8 番グリッド		2 位
3 列目 9 番グリッド		3 位
3 列目 10 番グリッド		4 位
3 列目 11 番グリッド		5 位
3 列目 12 番グリッド		6 位

※ 予選落ち 1 台

例 3：400mトラック走行クラス・参加台数 19 台、ヒートレース 2 組、セミファイナルレース 2 組に分かれる場合

【セミファイナル 1 組目】

セミファイナル グリッド番号	ヒートレース 順位
1 列目 1 番グリッド	ヒート① 4 位
1 列目 2 番グリッド	ヒート② 5 位
1 列目 3 番グリッド	ヒート① 6 位
1 列目 4 番グリッド	ヒート② 7 位
2 列目 5 番グリッド	ヒート① 8 位
2 列目 6 番グリッド	ヒート② 9 位
2 列目 7 番グリッド	ヒート① 10 位

【セミファイナル 2 組目】

セミファイナル グリッド番号	ヒートレース 順位
1 列目 1 番グリッド	ヒート② 4 位
1 列目 2 番グリッド	ヒート① 5 位
1 列目 3 番グリッド	ヒート② 6 位
1 列目 4 番グリッド	ヒート① 7 位
2 列目 5 番グリッド	ヒート② 8 位
2 列目 6 番グリッド	ヒート① 9 位

【ファイナルグリッド】

ファイナルグリッド番号	ヒートレース順位	セミファイナル順位
1列目1番グリッド	ヒート① 1位	
1列目2番グリッド	ヒート② 1位	
1列目3番グリッド	ヒート① 2位	
1列目4番グリッド	ヒート② 2位	
2列目5番グリッド	ヒート① 3位	
2列目6番グリッド	ヒート② 3位	
2列目7番グリッド		セミファイ① 1位
2列目8番グリッド		セミファイ② 1位
3列目9番グリッド		セミファイ① 2位
3列目10番グリッド		セミファイ② 2位
3列目11番グリッド		セミファイ① 3位
3列目12番グリッド		セミファイ② 3位

※ 予選落ち7台

- 5) 正式グリッド表が発表される前にリタイアなどで出走人数が減り、上記1)表のように振り分けできない場合は、なるべく人数が均衡に近い状態で各ヒートレース・セミファイナルレースに振り分ける。正式グリッド発表後にリタイアなどで出走人数が減った場合は、一切の繰り上げ出場は認められない。
- 6) クラスが成立していても主催者の判断により他のクラスとの混走となる場合がある。

第35条 スタート

- 1) スターティンググリッド
 - ① スタートラインは、5m ずつ離され、3列で配置される。各列4台の配列とする。
 - ② ポールポジション位置はポールポジションを獲得したライダーが指定でき、2番手以下のライダーも同様に空いているポジションから選択できるものとする。
- 2) スタート方法はクラッチスタートとする。
- 3) スタート方法の詳細については大会組織委員会において決定し、ブリーフィングにて通知される。
- 4) ジャンプスタート（フライング）の当該ライダーは、グリッド最後尾のペナルティラインからのスタートとなり、それにより空いたグリッドはそのままスタートする。2回以上のジャンプスタートは、ペナルティを科する。
- 5) スタートに関する抗議は一切受け付けない。
- 6) サイティングラップおよびレースがスタートされた後、コースインすることはできない。
- 7) ジャンプスタートがあった場合は、サイティングラップから再び進行し、再スタートとなる場合がある。

- 8) 一度ペナルティーラインからスタートとなった者は、そのレース中何度か再スタートが試みられても、ペナルティーラインからのスタートとなる。

第36条 フルコースコーション

- 1) レース中、コース上にアクシデントが発生した場合、競技監督の判断により、レース進行が危険と判断された場合、オフィシャルの黄旗提示によりフルコースコーションの指示が出される。
- 2) ローリング中（フルコースコーション中の隊列）のスピードコントロールはラップリーダーに委ねられる。またその責任も負うものとする。
- 3) スピード超過による隊列の乱れ、スタートの遅延はラップリーダーの責任とし、罰則（ペナルティー）を科する場合がある。
- 4) 隊列の速度が速い場合、隊列が乱れている場合は再スタートしない。
- 5) 後続車両は、ラップリーダーが形成する隊列に従う。
- 6) 隊列はラップリーダーの車両が作る1列縦隊とする。ローリング中は自己車両の前輪と前走者の後輪が重なるように並列で走行してはならない。
- 7) フルコースコーションになった時点で、トップの車両が周回しているラップから周回数としてカウントされない。フルコースコーションになったときトップの車両が終了している周回は有効となる。同一ラップを終了していない後続車は追越し禁止状態でその周を終了する。
- 8) フルコースコーション後、再スタートの隊列順序は以下のとおりとする。
 - ① 転倒者がいた場合
以下1～3の順に並ぶものとする。
 1. フルコースコーションとなったとき、周回数として有効な最後の週の順位から、フルコースコーションの原因を誘発したライダー、および転倒者を除いた順。
 2. 転倒したライダー。複数いた場合は競技監督がその順序を指示する。
 3. フルコースコーションの原因を誘発したライダー。複数いた場合は競技監督がその順序を指示する。
 - ② 転倒者がいなかった場合
以下1、2の順に並ぶものとする。
 1. フルコースコーションとなったとき、周回数として有効な最後の週の順位からフルコースコーションの原因を誘発したライダーを除いた順。
 2. フルコースコーションの原因を誘発したライダー。複数いた場合は競技監督がその順序を指示する。
- 9) フルコースコーション後、再スタートの隊列順序に対する抗議は一切認められない。
- 10) 転倒、ストップした場合の再スタートおよびレース復帰については、第25条8)に従うものとする。

- 11) スタートが可能と判断されるとオフィシャルからの黄旗掲示は撤去される。緑旗が振られる前に急な加速が見られた場合は、再スタートされない。
- 12) 緑旗が振られ、コントロールラインを通過するまで「追越し禁止」とする。追越し(フライング)に対する罰則(ペナルティー)は原則として競技結果に対し科される。また、緑旗提示後コントロールラインまで並走状態は認められる。
- 13) フルコースコーション中に前車を追い越し、かつオフィシャルの指示に従わず本来のポジションに戻らなかった場合、ペナルティーが科される。
- 14) 最終周回にフルコースコーションとなった場合、再スタートはせず、フルコースコーションのままレース終了となる。
- 15) フルコースコーションから赤旗中断となった場合の手順は第39条を適用するが、再スタートする際のグリッド位置はフルコースコーションとされる前の週のフィニッシュライン通過順とする。

第37条 レースの一時停止・再スタート

- 1) 競技監督が天候または安全上などの理由からレース中断を決定した場合、赤旗を掲示しレースを一時停止することがある。
- 2) 赤旗は、スタートラインと全てのマーシャル・ポストで掲示される。ライダーはただちにスローダウンし、スターティンググリッドに戻らなくてはならない。
- 3) トップのライダーが2周以下の場合、当該レースは無効とされ、新たにレースが行われる。もしレースの再スタートが不可能な場合、このレースは中止となる。
- 4) 赤旗により中断されたレースが再スタートされる場合、再スタートはコースコンディションが許す限り早く行われなくてはならない。
- 5) トップのライダーが2周以下の場合の再スタートには下記各項が適用される。
 - ①全ライダーがスタートできる。
 - ②周回数は原則的にもとのレースと同じとする。
 - ③グリッドポジションはもとのレースと同じとする。ただし、転倒したライダー、および赤旗の原因を誘発したライダーはペナルティーラインからのスタートとなる。当該ライダーが複数いた場合、競技監督の指示により、最後に転倒したライダーから順に並び、赤旗の原因を誘発したライダーは最後尾に並ぶものとする。これに対する抗議は一切認めない。
 - ④再スタートできないライダーがいた場合、当該グリッドは空席とする。
- 6) トップが3周以上、全周回数の2/3(小数点以下切り捨て)未満の場合の再スタートには下記各項が適用される。
 - ①赤旗掲示以前にトラックを離れ競技に参加しなかったライダーは、再スタートできない。

- ②再スタート後の周回数は、本来のレース距離を満たすために必要な周回数とする。
- ③再スタートは競技監督の指示に従い1列の隊列のクラッチスタートとし、その隊列順序は以下のとおりとする。
- ア) 転倒者がいた場合
- 以下1～3の順に並ぶものとする。
1. 赤旗中断された周回の1周前のコントロールライン通過順から、赤旗の原因を誘発したライダー、および転倒者を除いた順。
 2. 転倒者。複数いた場合は競技監督がその順序を指示する。
 3. 赤旗の原因を誘発したライダー。複数いた場合は競技監督がその順序を指示する。
- イ) 転倒者がいなかった場合
- 以下1、2の順に並ぶものとする。
1. 赤旗中断された周回の1周前のコントロールライン通過順から、赤旗の原因を誘発したライダーを除いた順。
 2. 赤旗の原因を誘発したライダー。複数いた場合は競技監督がその順序を指示する。
- ④赤旗中断後、再スタートの隊列順序に対する抗議は一切認められない。
- ⑤レースの結果は、中断前の周回数が合算され、再レースの結果を最終結果とする。

第38条 レース終了

- 最終ラップに入るトップのライダーから白旗が振られる。レースは、トップのライダーからチェッカーフラッグが掲示された後、1分間チェッカーが振られて終了となる。
- 2) トップを走行する車両が、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。
 - 3) 何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、レースはそれが本来終了する時点で終了するものとみなされる。また予定周回数よりも早くレース終了合図が出された場合は、その時点でレース終了となる。
 - 4) 全周回数の2/3以上を終了時点で、赤旗によってレースが中断され、再スタート不能と判断された場合、その1周前のコントロールライン通過順位に基づいてレース成立となる場合がある。(周回数は端数切り捨てで算出)
 - 5) 同着の場合、追い込みを優先として順位を決定する。
 - 6) フィニッシュライン(コントロールライン)に到達する前に車両が動かなくなったライダーは、自ら身体的な力で、チェッカーフラッグを受けるために車両を押すか運んで(コースの進行方向に)フィニッシュラインを越えてもよい。

第 39 条 優勝者、順位、完走者

1) 優勝者

- ①優勝者は規定の周回数を完走して最初にフィニッシュライン（コントロールライン）を通過したライダーである。
- ②勝者の決定は、フロントホイールの先端がフィニッシュラインを最初に通過した方を優先とする。
- ③優勝者がフィニッシュラインを通過した後は、他のライダーはフィニッシュラインを通過した時点でレース終了となる。

2) 順位

- ①チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。周回数が同じ場合はフィニッシュラインの通過順による。
- ②チェッカーを受けなかった完走者を周回数の多い順に決定する。周回数が同じ場合はフィニッシュラインの通過順による。

3) 完走者

優勝者の周回数 75%（小数点以下切り捨て）以上を走行したライダー。

第 40 条 賞典および賞金の制限

1) 賞典および賞金は下記のように設定する。

	•エキスパート オープンクラス	•エキスパート 250 クラス •エキスパートジュニア カテゴリー	•ノービスカテゴリー •レンタル 100 エンジョイクラス
1 位	賞金 30,000 円 トロフィー、副賞	トロフィー、副賞	トロフィー、副賞
2 位	賞金 20,000 円 トロフィー、副賞	トロフィー、副賞	トロフィー、副賞
3 位	賞金 10,000 円 トロフィー、副賞	トロフィー、副賞	トロフィー、副賞
4 位	トロフィー、副賞	トロフィー	—
5 位	トロフィー、副賞	トロフィー	—
6 位	トロフィー、副賞	トロフィー	—

※ 賞金には源泉徴収税を含む。

2) 賞典および賞金はファイナルレース完走者を対象に、下記のようにファイナルレース出場台数に応じて贈呈される。ファイナルレース出場台数とは、ファイナルレースのスターティンググリッドについての台数である。

ファイナルレース出場台数	賞典の対象	賞金の対象
0・1	不成立	不成立
2・3	1 位	なし
4・5	2 位まで	1 位
6・7	3 位まで	2 位まで
8・9	4 位まで	3 位まで
10・11	5 位まで	3 位まで
12	6 位まで	3 位まで

3) 混走レースの場合はクラスごとの台数で算出し賞典が与えられる。

第41条 シリーズランキング

- 1) レンタル100エンジョイクラスを除く各クラス、ファイナルレース完走者の中から入賞者に1戦ごとにシリーズポイントが与えられ、シリーズで得た4戦分の有効ポイント合計の多いものから順位を決定する。レンタル100エンジョイクラスにはシリーズポイントは与えられない。

各戦ごとのポイントは以下の表に基づいて与えられる。

(台数・・・決勝出走台数)

台数 順位	12	10 11	8 9	6 7	4 5	2 3	0 1
1位	20	20	20	20	20	20	不成立
2位	17	17	17	17	17	17	
3位	15	15	15	15	15	15	
4位	13	13	13	13	13		
5位	11	11	11	11	11		
6位	10	10	10	10			
7位	9	9	9	9			
8位	8	8	8				
9位	7	7	7				
10位	6	6					
11位	5	5					
12位	4						

- 2) 混走レースの場合は、各クラスごとの出走台数に応じ、順位に従ってポイントが与えられる。
- 3) もてぎダートトラックレースにおいて、各クラスのポイント獲得者のうち、8) 表のようにシリーズ賞が与えられる。
※ シリーズ3戦以上レースが成立したクラスに限る。
- 4) 総合得点が同点で、上記の1) で決定できない場合は、上位入賞回数が多い者を上位とする。
- 5) 4) でも決定できない場合、日程的に最後に開催された大会での順位が上の者を上位とする。
- 6) 5) でも決定できない場合、日程的に最後に開催された大会に近い大会での順位が上の者を上位とする。
- 7) 6) においても決定できない場合、大会組織委員会において決定する。

8) シリーズ賞典

	•エキスパート オープン	•エキスパート 250 クラス •エキスパートジュニア カテゴリー	•ノービスカテゴリー
1 位	賞金 100,000 円、 トロフィー	トロフィー、副賞	トロフィー、副賞
2 位	賞金 50,000 円 トロフィー	トロフィー、副賞	トロフィー、副賞
3 位	賞金 30,000 円 トロフィー	トロフィー、副賞	トロフィー、副賞
4 位	トロフィー、副賞	トロフィー	—
5 位	トロフィー、副賞	トロフィー	—
6 位	トロフィー、副賞	トロフィー	—

※ 賞金には源泉徴収税を含む。

第42条 昇格

シリーズ終了後、下記 1) 2) の 2 つの条件を同時に満たした者が、翌年シリーズから上位クラスに昇格するものとする。ただしシリーズ不成立の場合はこの限りではないまた、このほかに主催者が特に認めた者が、シリーズ途中においても昇格できる場合がある。

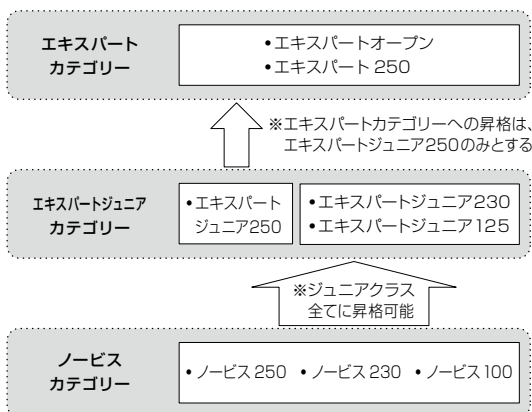
1) シリーズの参加クラス全ての合計ポイントが下記を超えるポイントを獲得した者。

$$10 \times \text{レース数} \div 2$$

※ この場合のレース数とは、シリーズ中ファイナルレースまで開催することができたレース数をいう。

2) シーズン終了時点で、いずれかのクラスのシリーズランキング 3 位以内になった者。

3) エクスパートジュニア 125 クラス・エキスパートジュニア 230 クラスから、エキスパートカテゴリーに昇格することはできない。



第43条 罰則（ペナルティー）

- 1) 下記に挙げられる事項はペナルティーの対象となる。
 - ①フルコースコーションの原因となるコース上での停止。
 - ②隊列を乱し、スタート、再スタートを遅らせる原因となること。
 - ③走行中の反則、妨害行為。
- 2) レース中の反則行為については、ライダーを停止させることなくペナルティーを科する場合がある。
- 3) 大会期間中の違反に対するペナルティーは競技監督が決定する。
- 4) ペナルティーは競技監督から書面または口頭にて、審査委員会に報告される。
- 5) 競技監督は状況に応じてペナルティーを軽減したり強化したりすることができる。
- 6) ペナルティーには次のものがある。
 - ①警告（スターターからのサインボードによる）
 - ②タイムドブラクティスのタイム取り消し
 - ③再スタートを最後尾からとする
 - ④周回数減算、またはフィニッシュタイムにペナルティー秒数を加算
 - ⑤当該ヒート失格
 - ⑥罰金
 - ⑦当該競技会出場取消
 - ⑧競技会出場停止
 - ⑨追放

第3章 もてぎミジェットカーレース

第44条 車両規定

- プレイングミジェットカークラス
主催者が用意したプレイングミジェットカーを使用しなければならない。

第45条 自動車番読取装置（トランスポンダー）の装着

- 1) 全ての参加者は主催者が用意した自動車番読取装置を車検時までに装着し、プラクティス・タイムドプラクティス・ファイナルレースを通じて装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびドライバーは出走を認められない。
- 2) 自動車番読取装置の配布は、参加受付時におこない、返却については最終ファイナルレース終了後、1時間以内とする。万一破損・紛失した場合、1個につき50,000円（税込み）が主催者より請求される。
- 3) 取り付け方法および箇所について
 - ①自動車番読取装置専用ホルダーを使用し、タイラップなどで確実に固定すること。
 - ②地面に近く、熱や振動の受けにくい場所とする。
 - ③車両（プレイングミジェットカー）に取り付ける場合は、車両にあらかじめ取り付けられている専用のホルダーに取り付けること。
 - ④取り付け位置、方法のミスにより、タイム計測ができない場合があるので注意すること。

第46条 車両検査

- 1) 参加車両の車両検査は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って行う。
- 2) P8 駐車場特設テント内車検場には、車両仕様書を持参し、車両を持ち込まなければならない。
- 3) ドライバーが競技中に着用しなければならない物として車両検査の際、車検員によって点検を受ける物は次のとおりである。また、万一レース中のアクシデントなどにより損傷を受け、使用できなくなった物は、車検長に申し出た上で別の物と交換すること。
 - ①ヘルメット
JIS T8133の第2種AZA、Z90、
USA S.I.STANDARD Z90-1-1966または、
SNELL規格の合格品。
 - ②シューズ
ペダル操作が容易に行える物。
 - ③グローブ
指先まで覆われている物。

④レーシングスーツ

厚手で綿100%の長袖・長ズボンを原則とする。

第47条 1 レースの最大グリッド数

8台

第48条 プラクティス（公式練習）

- 1) タイムドプラクティスの前にプラクティス（公式練習）が行われる。プラクティスには競技に参加する全参加者が参加しなければならない。
- 2) 参加台数によりグループ分けをして行われる。グループの数は公式通知もしくはブリーフィングにて発表される。

第49条 タイムドプラクティス

- 1) ファイナルレースのスターティンググリッドを決めるため、タイムドプラクティスが行われる。
- 2) 参加台数によりグループ分けをして行われる。グループの数は公式通知もしくはブリーフィングにて発表される。
- 3) 計測開始の合図は、日章旗が掲げられた瞬間とし、その合図は1周の間掲示され続ける。
- 4) タイムドプラクティス終了の合図としてチェッカーフラッグが振られる。チェッカーを受けた車両はペースダウンをし、ピットまたは待機場所に戻らなければならない。
- 5) タイムドプラクティスの結果は全てクラスごとの総合結果として発表される。
- 6) 出走できなかったドライバーはタイムドプラクティス最下位とし、不出走者が複数いた場合は、ゼッケン順でその順位を決定する。
- 7) ファイナルレースが複数のディビジョンに分けられた場合、タイムドプラクティス結果の上位がディビジョン①に進出する。ディビジョン①に進出しないドライバーは、ディビジョン②以降への進出権が与えられる。

第50条 ファイナルレース

- 1) タイムドプラクティスの結果により、ファイナルレース進出の権利を与えられたドライバーによってファイナルレースが行われる。
- 2) 正式グリッド発表後は、一切の繰り上げ出場は認められない。
- 3) 参加台数が10台以上となった場合、ファイナルレースは複数のディビジョンに分けて行われる。
- 3) スタート前のローリングラップ、フルコースコーション中の周回はレース距離に含まれない。

第51条 スタート

- 1) 全てのレースにおいてローリングスタートを採用する。グリーンフラッグが振られた瞬間にレースはスタートするが、コントロールラインまで追い越しをしてはならない。
- 2) グリーンフラッグと同時にコーションランプ（信号機 / グリーン）が点灯するが、合図としてはフラッグが優先される。
- 3) スタート時の隊列は競技監督の判断により、1列で行われることがある。

第52条 フルコースコーション、再スタート

- 1) レース中、コース上にアクシデントが発生した場合、競技監督の判断により、レース進行が危険と判断された場合、オフィシャルの黄旗掲示によりフルコースコーションの指示が出される。
- 2) フルコースコーションはコース内いずれかのイエローフラッグの提示、もしくはコーションランプの黄色灯が点灯（点滅）された時点から始まり、その周からレースは非競技化される。
- 3) フルコースコーション中、コース上の車両はその時点のラップリーダーのペースに従いローリングラップを続けなければならない。追越しをすることはできない。
- 4) ローリング中（フルコースコーション中の隊列）のスピードコントロールはラップリーダーに委ねられる。またその責任も負うものとする。
- 5) スピード超過による隊列の乱れ、スタートの遅延はラップリーダーの責任とし、罰則（ペナルティー）を科する場合がある。
- 6) 隊列の速度が速い場合、隊列が乱れている場合は再スタートしない。
- 7) 隊列はラップリーダーの車両が作る1列縦隊とする。ローリング中は自己車両の前輪と前走者の後輪が重なるように並列で走行してはならない。
- 8) フルコースコーションになった時点で、トップの車両が周回しているラップから周回数としてカウントされない。フルコースコーションになったときトップの車両が終了している周回は有効となる。同一ラップを終了していない後続車は追越し禁止状態でその周を終了し、その週の順位で再スタートが行われる。
- 9) フルコースコーションの原因を誘発したドライバーは、原則として隊列の最後尾に復帰するものとする。複数いた場合は競技監督がその順序を指示する。
- 10) フルコースコーション後、再スタートの隊列順序に対する抗議は一切認められない。
- 11) スタートが可能と判断されるとオフィシャルからの黄旗掲示は撤去される。緑旗が振られる前に急な加速が見られた場合は、再スタートされない。
- 12) 緑旗が振られた瞬間から再スタート、追越し可能とする。
- 13) 緑旗と同時に同時にコーションランプ（信号機 / グリーン）が点灯するが、合図としてはフラッグが優先される。

- 14) フルコースコーション中に前車を追越し、かつオフィシャルの指示に従わず本来のポジションに戻らなかった場合、ペナルティーが科される。
- 15) 最終周回にフルコースコーションとなった場合、再スタートはせず、フルコースコーションのままレース終了となる。
- 16) レース開始後、先頭の車両が1周目を終了しない時点でフルコースコーションになった場合、再スタートはオリジナルのグリッド2列縦隊で行われる。この場合も緑旗が振られた瞬間から再スタートとなるが、コントロールラインを通過するまで「追越し禁止」とする。追越し（フライング）に対するペナルティーは原則として競技結果に対し科される。また、緑旗掲示後コントロールラインまで並走状態は認められる。

第53条 レースの一時停止・再スタート

- 1) 競技監督が天候または安全上などの理由からレース中断を決定した場合、赤旗を掲示しレースを一時停止することがある。
- 2) 赤旗は、スタートラインと全てのマーシャル・ポストで掲示される。ドライバーはただちにスローダウンし、コースアウトゲートからコースアウトしなければならない。コースアウトできない場合は、トラック外に停車しなければならない。
- 3) トップのドライバーが2周以下の場合、当該レースは無効とされ、新たにレースが行われる。もしレースの再スタートが不可能な場合、このレースは中止となる。
- 4) 赤旗により中断されたレースが再スタートされる場合、再スタートはコースコンディションが許す限り早く行われなくてはならない。
- 5) トップのドライバーが2周以下の場合の再スタートには下記各項が適用される。
 - ①全ドライバーがスタートできる。
 - ②周回数は原則的にもとのレースと同じとする。
 - ③グリッドはもとのレースと同じ2列縦隊とする。ただし、赤旗の原因を誘発したドライバーは最後尾からのスタートとなる。複数いた場合、競技監督がその順序を指示する。これに対する抗議は一切認められない。
 - ④再スタートできないドライバーがいた場合、当該グリッドは空席とし、詰めてはならない。
- 6) トップが3周以上、全周回数の2/3（小数点以下切り捨て）未満の場合の再スタートには下記各項が適用される。
 - ①赤旗掲示以前にトラックを離れ競技に参加しなかったドライバーは、再スタートできない。
 - ②再スタート後の周回数は、本来のレース距離を満たすために必要な周回数とする。
 - ③再スタートのグリッドは、赤旗中断された周回の1周前のコントロールライン通過順で形成された1列縦隊とする。ただし、赤旗の原因を誘発したドライバーは最後尾からの

スタートとなる。複数いた場合、競技監督がその順序を指示する。これに対する抗議は一切認められない。

- ④赤旗中断後、再スタートの隊列順序に対する抗議は一切認められない。
- ⑤レースの結果は、中断前の周回数が合算され、再レースの結果を最終結果とする。

第54条 給油

レース中の給油は禁止とする。

第55条 レース終了

- 1) 最終ラップに入るトップのドライバーから白旗が振られる。レースは、トップのドライバーからチェッカーフラッグが掲示された後、1分間チェッカーが振られて終了となる。
- 2) トップを走行する車両が、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。
- 3) 何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、レースはそれが本来終了する時点で終了するものとみなされる。また予定周回数よりも早くレース終了合図が出された場合は、その時点でレース終了となる。
- 4) 全周回数の2/3以上を終了時点で、赤旗によってレースが中断され、再スタート不能と判断された場合、その1周前のコントロールライン通過順位に基づいてレース成立となる場合がある。(周回数は端数切り捨てで算出)
- 5) 同着の場合、追い込みを優先として順位を決定する。

第56条 優勝者、順位、完走者

- 1) 優勝者
 - ①優勝者は規定の周回数を完走して最初にフィニッシュライン(コントロールライン)を通過したドライバーである。
 - ②勝者の決定は、フロントバンパーの先端がフィニッシュラインを最初に通過した方を優先とする。
 - ③優勝者がフィニッシュラインを通過した後は、他のドライバーはフィニッシュラインを通過した時点でレース終了となる。
- 2) 順位
 - ①チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。周回数が同じ場合はフィニッシュラインの通過順による。
 - ②チェッカーを受けなかった完走者を周回数の多い順に決定する。周回数が同じ場合はフィニッシュラインの通過順による。
- 3) 完走者
優勝者の周回数75%(小数点以下切り捨て)以上を走行したドライバー。

第57条 賞典の制限

- 1) 賞典は下記のように設定する。

1位	トロフィー
2位	トロフィー
3位	トロフィー

※ ファイナルレースが複数のディビジョンに分かれて行われた場合、ディビジョン①のみ賞典が贈呈される。

- 2) 賞典はファイナルレース完走者を対象に、下記のようにファイナルレース出場台数に応じて贈呈される。ファイナルレース出場台数とは、ファイナルレースのフォーメーションラップに参加した台数である。

ファイナルレース出場台数	賞典の対象
0・1	不成立
2・3	1位
4・5	2位まで
6・7	3位まで
8台以上	3位まで

第58条 シリーズランキング

ファイナルレース完走者全てに、1戦ごとにシリーズポイントが与えられ、シリーズで得た4戦分の有効ポイント合計の多いものから順位を決定する。

- 1) シリーズポイント

①ドライバーズポイント

ファイナルレース出場台数に応じて、完走者全てに下表に基づいて与えられる。ファイナルレース出場台数とは、ファイナルレースのフォーメーションラップに参加した台数である。なお、ファイナルレースが複数のディビジョンに分かれて行われた場合は、ディビジョン①のみポイントが与えられる。

(台数・・・ファイナルレース出場台数)

台数 順位	8	7	6	5	4	3	2	0 1
1位	10	10	10	10	10	5	5	不成立
2位	6	6	6	6	6	3	3	
3位	4	4	4	4	4	2		
4位	3	3	3	3	3			
5位	2	2	2	2				
6位	1	1	1					
7位	1	1						
8位	1							

- 2) ポイント獲得者のうち、7) 表のようにシリーズ賞が与えられる。
※ シリーズ3戦以上レースが成立したクラスに限る。
- 3) 総合得点が同点記の1) で決定できない場合は、上位入賞回数が多い者を上位とする。

- 4) 3) でも決定できない場合、日程的に最後に開催された大会での順位が上の者を上位とする。
- 5) 4) でも決定できない場合、日程的に最後に開催された大会に近い大会での順位が上の者を上位とする。
- 6) 5) においても決定できない場合、大会組織委員会において決定する。
- 7) シリーズ賞典

1 位	トロフィー
2 位	トロフィー
3 位	トロフィー

第 59 条 罰則（ペナルティー）

- 1) 下記に挙げられる事項は罰則（ペナルティー）の対象となる。
 - ①フルコースコーションの原因となるコース上での停止。
 - ②隊列を乱し、スタート、再スタートを遅らせる原因となること。
 - ③走行中の反則、妨害行為。
 - ④次に挙げるドライバーサインを怠ったもの。
 - ・コース上で停止した場合：両手を高く上に上げる。
 - ・コースイン、コースアウト：片手を高く上に上げる。
- 2) レース中の反則行為については、ドライバーを停止させることなくペナルティーを科する場合がある。
- 3) 大会期間中の違反に対するペナルティーは競技監督が決定する。
- 4) ペナルティーは競技監督から書面または口頭にて、審査委員会に報告される。
- 5) 競技監督は状況に応じてペナルティーを軽減したり強化したりすることができる。
- 6) ペナルティーには次のものがある。
 - ①警告（スターターからのサインボードによる）
 - ②タイムドプラクティスのタイム取り消し
 - ③再スタートを最後尾からとする
 - ④周回数減算
 - ⑤当該ヒート失格
 - ⑥罰金
 - ⑦競技会出場停止
 - ⑧追放

もてぎダートトラックレース エキスパートカテゴリーゼッケン

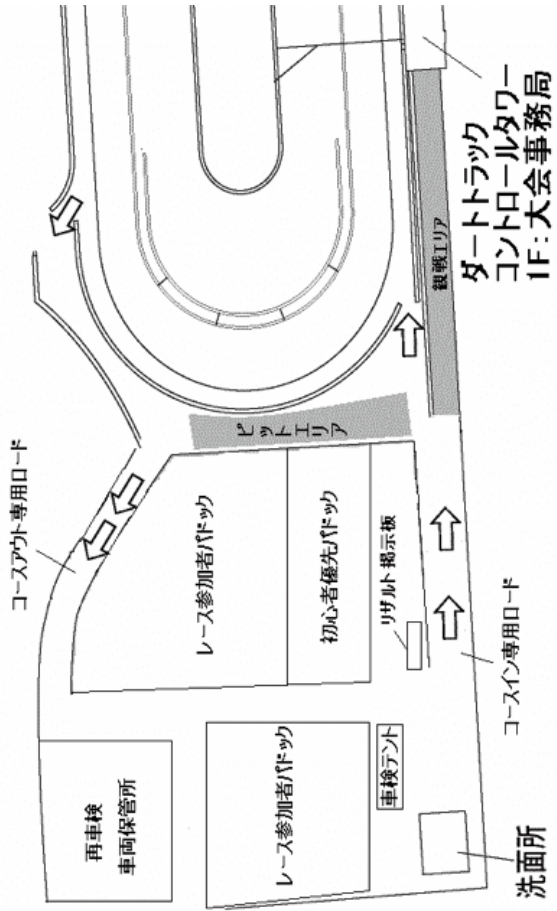
ゼッケン	名前
11	和田 真
19	鈴木 健仁
22	小林 大輔
30	森 真澄
31	古川 芳久
33	松浦 聡
36	加川 信行
39	鈴木 章仁
40	篠塚 豊
44	本橋 弘幸
48	山西 良憲
50	松本 康宏
51	吉田 大二郎
55	夏目 忠志
56	大場 俊明
57	兼瀬 幸浩
63	若林 賢治
67	山口 孝行
69	水出 真澄
70	大森 雅俊
71	谷口 昌幸
74	山下 敏
80	吉田 潤
93	石塚 幸治

もてぎ・鈴鹿共済会 (MS 共済会) 保険金支払い規定 (抜粋)

3. 本会が保険会社と締結する保険内容及び保険金額は次の通りとする。
下記に記載されていないものは、保険契約約款に従う。
- (1) 死亡保険金：事故の日から 180 日以内にその事故による負傷が原因で死亡した場合、3,000 万円の支払いを受けるものとする。
 - (2) 後遺障害保険金：事故の日から 180 日以内にその事故が原因で身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合、保険会社の定める約款の支払区分に記載された率に応じ、3,000 万円を限度として後遺障害保険金の支払いを受ける。
 - (3) 入院保険金および手術保険金：事故が原因で傷害を被り、その直接の結果として、日常生活に支障をきたし、かつ、病院または診療所に入り医師の治療を受けた場合、次の入院保険金の支払いを受ける。また、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、保険会社の定める約款に記載された手術を受けたときは、次の手術保険金の支払いを受ける。
入院の場合…1 日につき 1,500 円
手術の場合…保険会社の定める約款の支払区分通り。
 - (4) 通院保険金：事故が原因で傷害を被り、その結果として日常生活に支障をきたし、かつ、医師の治療を要した為、病院または診療所に通い、医師の治療を受けた場合、次の通院保険金の支払いを受ける。
実治療日数…1 日につき 1,000 円
通院とは、事故により平常の生活または業務に従事することに支障をきたした期間内で、実際に医師の治療を受けたことをいう。したがって治療を行っている場合でも、平常の生活または業務に従事することに支障のない程度に回復したときは、それ以降の通院は保険金の支払いを受ける対象にはならない。
4. 個人会員は、事故により負傷した場合、必ず本会指定の鈴鹿サーキット / ツインリンクもてぎ内医務室にて事故記録を残さなければ保険金の請求は出来ない。ただし、生命に関わるような緊急時にはこの限りでない。
5. 保険金受取のための必要書類
- (1) 傷害保険金請求書
 - (2) 傷害の程度を証明する医師の診断書もしくは、全治した時の医師の治療証明書（ただし、医師を指定する場合もある）
※ 保険金請求金額が10万円未満の場合は、治療費領収書で代用可能。
 - (3) 同意書
 - (4) その他、本会が契約した保険会社が指定する書類
6. 保険金の支払いは、本会が契約した保険会社を通じて行う。
7. 保険金は、健康保険、労災保険には関係なく支払われる。

【ダートトラック・パドック図】

ガレージ倉庫



SIGNAL FLAGS 公式シグナル

旗の種類

旗の意味



レーススタート
(通常シグナルで示す)

国旗 (コーションランプ緑色点灯もしくは赤色の消灯)



振動

危険予告。コース上(ランオフエリアを含む)に危険がある。
走行中の車両は追い越し禁止。徐行した状態でラップリーダーを先頭に
隊列を整え再スタートに備える。※この状態をフルコースコーション。

黄旗 (コーションランプ黄色の点滅)



コースはクリアである。予選などの1周目に掲示される。
黄旗が出された後に次のポストで掲示される。(追い越し禁止の解除)

緑旗 (コーションランプ緑色点灯)



レースまたはプラクティスが中断され、全ての走行者は最大限の
慎重さと注意を持ってそれぞれのピットに戻る。
サーキットを閉鎖する場合にも用いる。

赤旗 (コーションランプ黄色の点灯もしくは赤色の点灯)



サインボードで示された番号の競技車両は速やかにピットインする。

黒旗



サインボードで示された番号の競技車両は速やかに
ピットインし、一旦停止のペナルティを受ける。

黒旗+黒字にPの文字の付されたサインボード



振動

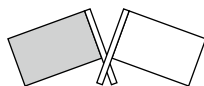
追い越しシグナル。1台またはそれ以上のスピードのマシンが
追い越そうとしている。
追い越される直前。

青旗 (イエローライン)



コース表面が滑りやすい状態(2輪のみ使用)

赤ストライプ付黄旗



レース周回数1/2を消化したことを示す。(2輪のみ使用)

緑旗と白旗の交差



振動

ラスト1周前で提示される。

白旗



レース終了

チェッカー旗



トップはゴール
トップの直前を走る車両はゴールではない。

チェッカー旗+青旗